

の威光に依つて、藩士といへども勝手不如意の輩は、尊崇可憐を盡し、門前に市をなし、追従輕薄する者少からず。中にも藩士馬廻組山本次太夫は、家祿百五十石にて、宗叔町に居住すといへども、勝手難澁にて、忠太夫より借銀過分なれど、返辨の道も立たず。尤忠太夫屢催促すれども、彼是申立て打過ぎける内、天保四年の暮山本次太夫最早難澁に迫り、手段も無之に付、不義理の上ながら今一應銀子才覺方頼度旨、次太夫弟山本孫三郎を以て、忠太夫へ申入るといへども、中々承引せず。月迫り廿八日に至り、再應無據頼込みける處、此の上は外調達いたし見可申よしにて、堀川笠市越中屋長左衛門方へ忠太夫出行きけるを、跡を慕ひ孫三郎も参り、彼のき下にたゞすみ竊に聞居けるに、雜談のみにて、殊に山本の不義理を惡口す。孫三郎聞くに忍びず。忠太夫を呼出し應對するに、彼是雜言に及びけるゆゑ、是非なく其所にて忠太夫を殺害しけり。藩士に對し過言の趣を以て、孫三郎は何の咎もなく、部屋住ながら學校讀師を勤めければ、忠太夫が子共の心中實におもひやられけり。中にも長男近藤忠之丞は身の丈け五尺五寸餘

の男なりし故に、供押役を勤め居けるが、江戸詰中は劍術家井上傳兵衛の門弟と成り、劍術を修行し、歸國の後、關堂忠左衛門は同流の師範人なる故、此の門に入り修行す。其の後は足輕組を立替へ、流浪人と成りたり。さて父忠太夫が殺害せられしより六年目といふ天保九年五月十三日の朝五つ半時、山本孫三郎學校へ出でける途中、高岡町小堀牛右衛門居屋敷の門前にて出合ひ、首尾能く孫三郎を討果し、年來の本懐を達し、孫三郎の首を揚げ、その邊りなる溝川にて洗ひすゞぎ、風呂敷に包み、直ぐさま堀川智覺寺へ持行き、父忠太夫の墳墓へ手向け、忠之丞は夫れより直に出奔しけり。依りて藩の諸役人追々出馬しける中にも、山本次太夫は組頭石黒宇兵衛及び相頭太田小又助と共に孫三郎が死骸を見届け、小又助は次太夫を同道して、同日晝九つ時頃智覺寺に至り、彼の首を見届けたり。さて首および死骸は、其の日次太夫方へ引取りけるとぞ。綿津屋政右衛門日記に云ふ。天保八年五月十三日朝五半時、高岡町にて年來の敵打おほせ、其の首を邊りの小川にて洗ひ清め、菩提所智覺寺へ持行く。元より寺中へも達せず。直に父の

墓へ備へ捨にして、直ぐさま行衛知れずなりゆき、今もながらへ居られけるとぞ。近年所々に敵打あまた聞候へども、是程はれなるはなし。此末とても稀なるべし云々と。平次云ふ。右復讐は天保九年の事にて、予が十六歳の時也。予即ち高岡町へかけ行き、其の死骸の倒れ居たる体を見たり。八年とせしは誤也。

### ○堀川七ッ屋

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、堀川七ッ屋とあり。此の地は泉野の十一屋と同じく、元は下安江の地内にて、昔は戸數七軒ありしゆゑに、七ッ屋と呼べるもの也。今七ッ屋町とす。按ずるに、改作所舊記に載せたる貞享四年三月田井村二郎吉の上申書に、下安江村領相對下し、此分はいまだ町との間も少し有之候へ共、町筋之儀に候間、只今一所に御斷申上。とありて、同年四月廿四日町奉行よりの達書に、金澤町より相續く百姓地、石川郡笠舞村・上野村・山崎領・下安江村・泉野村、加賀郡大衆免村領百姓と、相對を以て請地仕有之者共、自今以後觸等之儀は、拙者共裁許に被仰渡、地子肝煎共々申付。とあり。右下安江村領の相對請地とあ

るもの、即ち此の七ッ屋の地ならんか。故に元祿九年の地子町肝煎裁許附に、堀川七ッ屋と載せたり。おもふに泉野六斗林の地黃煎町と、此の堀川七ッ屋および泉野の十一屋、下口の大樋町などは、そのかみ市中を離れしかど、はやく町立に成りしと聞ゆ。

### ○安江住吉神社

此の神社は、下安江村及び七ッ屋等の産土神にて、七ッ屋の下なる田圃中に社殿あり。從來鍛冶町の安江八幡の神職厚見氏の兼勤社なり。社記に云ふ。下安江住吉社は、神龜四年に勸請の由云傳へたり。安元年中八幡宮と同時に安江次郎盛高再興。其後永正三年一揆蜂起の頃、社頭退轉に及び、末社貴船・龍田の社地寛文中迄僅にありしが、不殘田島と成り、其遺跡をば小宮島と字す。又往古より住吉の社地に槻の大木ありて、諸方四五里許の目當に成れり。故に大木の宮とも呼びたりしかど、寛永十四・五年の頃枯木と成り伐木す。といへり。舊社地は長町長氏の元下邸、即ち今云ふ穴水町二番町にあり。故に今に至り、此の地邊數戸當社の氏子なりと。龜尾記に云ふ。安江住吉社は、中頃まで